

# 子どもに自己決定権はあるか

---

2022.10

日本生活介護

功利主義の提唱者である J・S・ミル（「自由論」1859 年）は自由主義の条件を次のように示している。

「判断能力のある大人なら、自分の生命、身体、財産などあらゆる〈自分のもの〉にかんして、他人に危害を及ぼさない限り、たとえその決定が当人にとって不利益なことでも、自己決定の権限をもつ」（加藤尚武「現代倫理学入門」講談社学術文庫 1997 年）

簡単に言えば、「判断能力のある成人」は自分の所有物（自己の身体を含む）に対して、他人に危害を加えない限り自己決定権があるということだ。

だから、子どもには自己決定権がないと仮定される。そして、本人に判断能力がない場合は、本人の最善の利益を代弁する人に決定権を委ねる。これを代理決定という。代理決定は子どもだけではなく、認知症高齢者などにも適応される。自己決定能力がなければ犯罪もまた免責される。

通常は子どもの最大の利益を代弁する存在は親であるとされるが、子どもの最善の利益を守らなければ、親でも代理権者にはなれない。